

# 家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3900 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 4. 20

・北海道安平町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内21例目）に係る移動制限の解除について	121
・宮崎県における豚熱の患畜の確認（国内103例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の開催について	122
・家畜衛生レポート（埼玉県）	123
・家畜衛生レポート（滋賀県）	125

## ☆北海道安平町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内21例目）に係る移動制限の解除について

（令和8年4月3日付けプレスリリース）

北海道は、安平町で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内21例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和8年4月3日（金曜日）0時（4月2日（木曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

### 1. 経緯

（1）北海道は、令和8年3月5日に安平町の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内21例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

（2）北海道は、令和8年3月24日に発生農場の半

径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。

（3）今般、北海道は、国内21例目の防疫措置が完了した令和8年3月12日の翌日から起算して21日が経過する令和8年4月3日（金曜日）0時（4月2日（木曜日）24時）をもって、移動制限を解除しました。

### 2. その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

[https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori\\_infl\\_ah7n9.html](https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html)（外部リンク）

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めます

ので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

### 3. 参考

- ・北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内21例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
- ・北海道で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内21例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

### ☆宮崎県における豚熱の患畜の確認（国内103例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の開催について (令和8年4月10日付けプレスリリース)

本日、宮崎県都城市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について決定しました。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

#### 1. 発生農場の概要

所在地：宮崎県都城市

飼養状況：約5,500頭

#### 2. 経緯

- (1) 令和8年4月8日（水曜日）、宮崎県は、都城市の農場において異状が見られるとの通報があったため、当該農場に立ち入り、検査を実施しました。
- (2) 宮崎県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、4月10日（金曜日）、豚熱の患畜であることが判明しました。

(注) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

### 3. 今後の対応

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- (2) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
- (3) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
- (4) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
- (5) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。

### 4. 農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部

日時：令和8年4月10日（金曜日）11時00分

場所：農林水産省第1特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

### 5. その他

- (1) 豚熱は、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。  
特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

☆家畜衛生レポート（埼玉県）

埼玉県川越家畜保健衛生所

1. はじめに

本県では、令和元年から野生いのししにおける豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下、サーベイランス）を実施しており、死亡いのししは県内全域、捕獲いのししは県西部の22市町村が調査対象地域である。令和元年9月に死亡いのししで、10月に捕獲いのししで県内初の豚熱ウイルス感染個体を確認し、令和6年度は10月末現在で捕獲いのしし9頭で豚熱ウイルス感染を確認している。豚熱経口ワクチンについては、令和元年11月から散布を開始しており、令和6年度は3回散布した。今回、野生いのししにおける豚熱とその他の豚ウイルス性疾病の浸潤調査を調査したので、その概要を報告する。

2. 材料及び方法

(1) 豚熱（表1）

令和元年6月から6年10月に捕獲した野生いのししの血清及び死亡いのししの扁桃・脾臓・腎臓・耳介のすべて又はいずれかを供した。遺伝子検査は捕獲いのしし3,946頭、死亡いのしし32頭の合計3,978頭について、抗体検査は捕獲いのしし3,943頭について実施した。

核酸抽出にはHigh Pure Viral Nucleic Acid Kit (Roche) を用い、PCR検査は特定家畜伝染病防疫指針「豚熱の診断マニュアル」<sup>1)</sup>に従って実施した。抗体検査はELISA法（豚熱エライザキットⅡ（ニッポンジーン））により実施した。

(2) 豚繁殖・呼吸障害症候群（以下、PRRS）、オーエスキー病（以下、AD）（表2）

令和5年4月から6年8月に捕獲された野生いのしし血清1,190検体から捕獲日時や捕獲地点、豚熱遺伝子検査、抗体検査の結果に偏りがないよう92検体を抽出した。

これらについて、PRRSはELISA法（PRRS X3 エリーザキット（IDEXX））、ADはラテックス凝集法（AD抗原ラテックス（科飼研））により抗体検査を実施した。

表1 年度毎の豚熱の遺伝子検査と抗体検査の頭数（頭）

	遺伝子		抗体
	捕獲	死亡	捕獲
令和元年度	799	16	797
令和2年度	399	4	399
令和3年度	539	0	539
令和4年度	757	5	757
令和5年度	883	3	883
令和6年度	569	4	568
計	3,946	32	3,943

※一部検査に適さない検体あり

表2 PRRS及びAD検査対象検体の内訳

豚熱検査		検体数（頭）
遺伝子陽性		25
遺伝子陰性	抗体陽性	57
	抗体陰性	10
計		92

3. 検査結果

(1) 豚熱検査

捕獲いのししの血液は、サーベイランス対象外の地域を含む25市町村から搬入され、18市町村で遺伝子検査陽性個体が確認された。一方、死亡いのししは14市町村で発見され、10市町村で遺伝子検査陽性個体が確認された（図1）。

捕獲いのししの豚熱遺伝子陽性率は、令和元年度は9.26%であったが、2年度は7.77%、3年度は0.56%、4年度以降は2.25%、3.74%、1.58%と低く推移していた。一方、豚熱抗体陽性率は、令和元年度は12.5%、令和2年度は42.1%まで上昇したが、ここ数年は25.2%、35.0%、37.6%、27.5%と一定範囲内で推移していた（図2）。また、令和3年度から6年度の3年度分を移動平均でみると、陽性率は増加傾向だった。

死亡いのししの検査頭数は、年度毎でばらつきがあるが、陽性頭数は令和元年度16頭中9頭、2年度は4頭全頭、4年度は5頭全頭、5年度は3頭全頭、6年度は4頭中2頭であった（令和3年度は、死亡いのしし発見の通報はなし）。死亡いのししの検査頭数は少ないものの、遺伝子陽性率は50~100%と

捕獲いのししよりも高い値となった(図3)。

また、令和5年度の成績について捕獲いのししと管内飼養肥育豚の抗体陽性検体のELISA S/P値を比較したところ、肥育豚は0.1~0.5、捕獲いのししは0.9~1.3を示す個体が多い傾向が確認された(図4)。これは令和元年度から6年度の全年度で共通していた。

### (2) PRRS及びAD

PRRSについては、92頭中3頭が抗体陽性であり、いずれも豚熱遺伝子検査陰性、豚熱抗体検査陽性で、捕獲年月や場所はそれぞれ異なっていた。ADは全頭抗体陰性だった。

### 4. 考察

県西部の18市町村で野生いのししの豚熱の感染個体が確認されたが、遺伝子陽性率は徐々に減少し、令和4年度以降は2.5%前後を推移している。また抗体陽性率は検査開始当初と比べてやや増加傾向であった。豚熱ワクチン接種済み肥育豚とS/P値の分布が異なることから、野生いのししが野外ウイルスの感染により獲得した抗体を保有している可能性があり、野生いのしし間で豚熱ウイルスが保持されていると推察された。

また、PRRS抗体陽性率は3.26%であった。令和元年の全国調査では国内の野生いのししでPRRSが浸潤している可能性は低く2)、海外では養豚場でのPRRS陽性率が高い地域周辺のいのししがPRRSに感染することが報告されている3)ことから、豚から人や物の移動を介して野生いのししに感染した可能性が示唆された。なお、ADは検査頭数は少ないものの全頭で抗体陰性だった。今回の検体に地域的な偏りが無いことや、令和3年から5年度にわたって県内野生いのししにおいてAD抗体が検出されていないこと4)から、AD清浄性は保たれていると考えられた。

### 5. まとめ

野生いのししの豚熱を終息させるためには、抗体陽性率を現状よりもさらに高めていかなければならない。今後も野生いのししの豚熱検査を継続し、経口ワクチンの散布方法の見直し等に生かしていく予定である。また、PRRSが豚からいのししに間接的

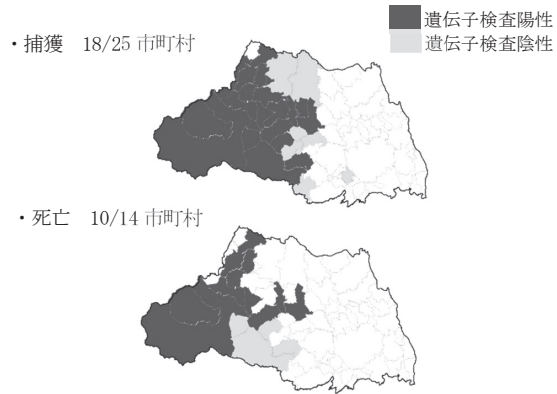


図1 豚熱遺伝子検査で陽性が確認された市町村

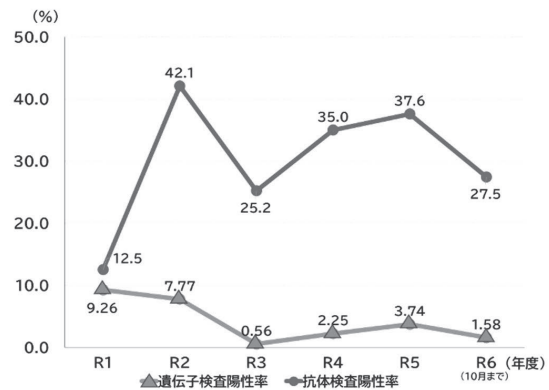


図2 捕獲いのししの遺伝子検査と抗体検査の陽性率

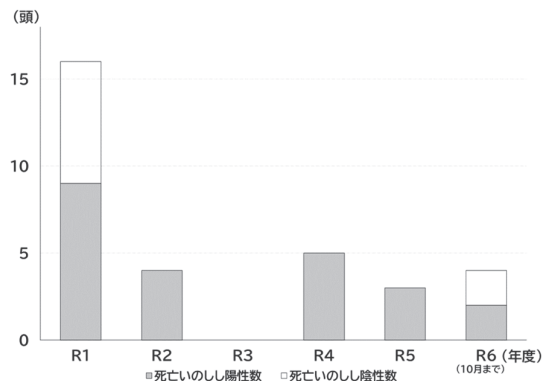


図3 死亡いのししの豚熱遺伝子検査結果

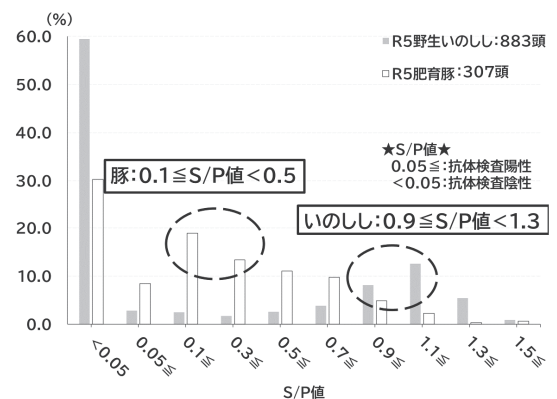


図4 野生いのししと肥育豚におけるS/P値の比較(令和5年度)

に伝播したと推察されたことから、豚熱をはじめ、他の感染症も相互に伝播する可能性があり、いのししを含む野生動物の農場への侵入防止対策が重要であることが改めて示された。今後も養豚農家への飼養衛生管理の徹底の指導に努めていく。

### 参考文献

- 1) 豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針【参考】豚熱の診断マニュアル p.115-p.118
- 2) 大崎慎人, 山本健久, 下地善弘, 高木道浩, 須田遊人: 筒井俊之野生イノシシにおける家畜疾病の全国調査, 豚病会報 No.74 (2019)
- 3) Albina E, et al. A serological survey on classical swine fever (CSF), Aujeszky's disease (AD) and porcine reproductive and respiratory syndrome (PRRS) virus infections in French wild boars from 1991 to 1998. Vet Microbiol, 77:43-57 (2000)
- 4) 野生動物監視体制整備事業報告書 (令和4年度～令和6年度): 農水省HP

### ☆家畜衛生レポート (滋賀県)

滋賀県家畜保健衛生所

#### 1. はじめに

アフリカ豚熱(以下「ASF」という。)に感染した野生イノシシの死体が県内の山林で発見されたことを想定し、国が定める基本方針に沿った死体対応の作業手順等を実地演習により確認し、実行性と効率的・効果的な手法を検討したので、その内容を報告します。

#### 2. 概要

欧州を中心に流行していたASFは2018年にはアジアに感染が拡大しました。2023年末には、わが国と航路でつながる韓国釜山で感染イノシシが相次ぎ発見されたため、国内への侵入が危惧されています。そこで2024年3月、野生イノシシでのASF感染を想定し、積極的死体搜索や死体対応等の初動防疫に関する国の基本方針(以下「方針」という。)が定められました。死体搜索班によって発見されたイノシシ

の死体や猟友会により捕獲されたイノシシは方針に従い、採材・死体の運搬・埋却の死体対応を行う必要があります(図1)。2024年度、ASFに感染した死体が発見されたことを想定し、家畜防疫員、鳥獣対策担当職員、林務担当職員、市町村職員および狩猟捕獲関係者役の5名からなる死体対応班を組織し、1) 防疫拠点から死体発見地点への移動、2) 死体発見地点の消毒作業、3) 検体採材、4) 死体の運搬、5) 死体の埋却と埋却地の保全対応までのイノシシ死体の処理を演習により確認するとともに、猟友会等イノシシの生態に詳しい助言者からの意見や参加者からのアンケートをもとに課題を抽出しました。

#### 3. 対応

本演習は、以下の1)から5)までの作業を実施しました。

- 1) 防疫対策拠点にて、死体梱包に納体袋、死体運搬にソリを準備、防護服等その他必要資材は背負子にまとめました。山道入口で降車し、装備を背負い、死体発見地点付近まで徒歩で移動しました(図2、図3)。背負い式の噴霧器で周辺を消毒した後、ブルーシートを設置し、その上で防護服等を着用してさらに死体発見地点まで移動しました(図4)。
- 2) 病原体の拡散防止のため死体周辺を消毒、さらにブルーシートを敷き、その上に納体袋を設置しました。
- 3) 検体採材は納体袋内に模擬死体を入れた後に耳片採取の演習を行いました。
- 4) 体液漏出や破損防止のため納体袋を二重に梱包し、ソリに乗せて搬出しました(図5、図6)。
- 5) 予め掘削しておいた深さ約2mの埋却溝に模擬死体を投入し、地面に野生動物の掘り起こし防止のためのネットを設置しました(図7)。

#### 4. 演習から得られた課題と今後の計画

山林内での移動・作業について、防護具等を着用した状態での作業は暑く動きにくいいため、連続での死体対応は困難であること、険しい山林の移動時には、先頭2名が消毒散布しながら草本類を切って後方の班員が歩きやすくすべきであることなど、作業者の安全確保が課題となりました。

死体発見場所の消毒について、イノシシの行動範囲は広く、死亡イノシシがいる場合、死体発見地点の周辺は広範囲にウイルスに汚染されていると考えられること、さらに死体発見地点のスペースは狭く、汚染された周辺の草本類や泥で、納体袋や防護服が二次汚染するリスクがあるため、ウイルスの拡散防止のためには死体や作業場所だけでなく死体から10m四方の消毒が必要であり、このため消毒液も多量に必要となることが分かりました。

演習では体重60kgの模擬死体をソリで運搬したが、死体が100kgに及ぶ場合は死体の分解、班員の増員など、死体と山林等の環境に応じ、最適な運搬方法を選択する必要があると考えられました。また、現状でも装備品や携帯品が多く、さらに装備品や手間が増えると、1班5人体制では人員不足であ

ることが分かりました。

埋却溝を手作業で掘削することは、人力的・時間的にほぼ不可能であり、重機で掘削できる集埋却地を準備することが望ましいと考えられました。さらに、埋却地には野生動物の掘り起こし防止のためのネットを設置したが、強度不足で金網や漁網の設置が必要と、助言者から指摘を受けました。

今回の演習で多くの課題が浮き彫りになりました。これまで主に対応してきた畜産現場と異なる空間での防疫作業であり、山間部での厳しい土地条件や自然環境、さらにイノシシやその他野生動物の習性等、未経験の領域での作業となることから、これらに精通した専門家からの助言をもとに実効性の高い防疫計画を作成していく必要があります。

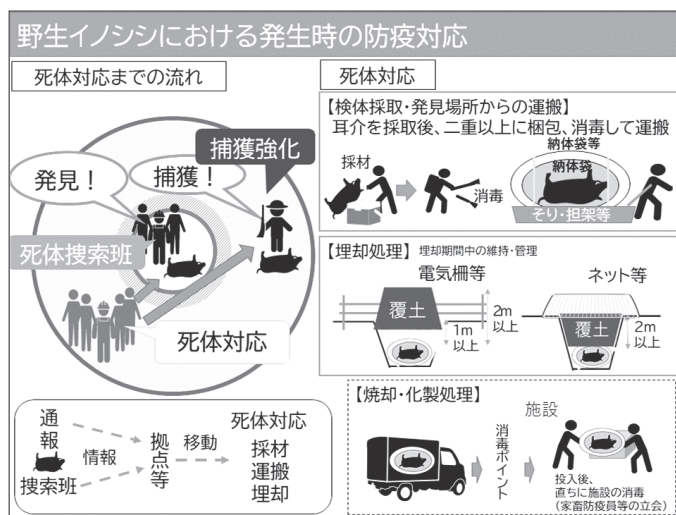


図1. 演習事項

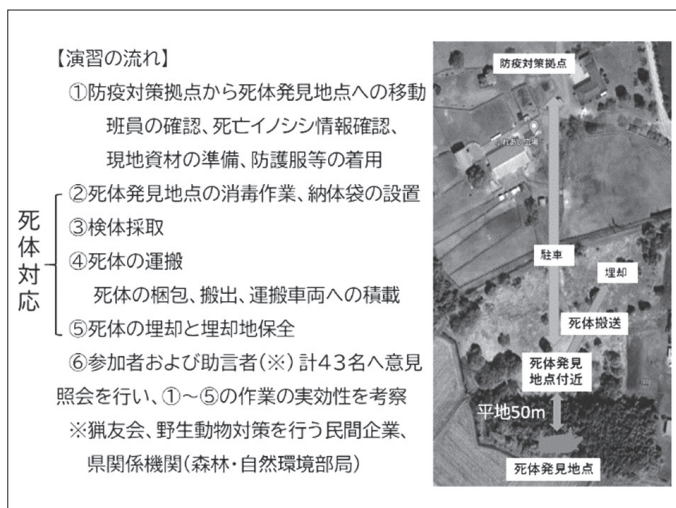


図2. 演習の流れ



図3. 防疫対策拠点からの移動



図4. 死体発見地点への移動



図5. 死体対応(消毒作業と検体採取)



図6. 死体の運搬



図7. 死体の埋却

**通信**

4月も半ばを過ぎましたが新しい体制には慣れてきましたでしょうか。新採の職員は初任者研修を段階的に受けていますが、研修明けには本格的に実務で経験を積んでいただくのを楽しみにしています。ベテラン職員も初心忘るべからず、実務的なことも現場のことも常に学ぶ気持ちを大切にすることが大切です。さて、畜水産安全管理課では4月に組織変更がありました。2011年東日本大震災後の放射性物質による土壤汚染に関連した粗飼料対策を担当する班が、業務に一区切りを付け昨年度末で時限を迎えた代わりに、近年の国産飼料の生産・利用拡大やリスク要因の多様化等に対して安全管理を担当する「国産飼料安全」の担当が新たに設置されました。国産飼料の汚染実態調査や基準値の設定、ガイドライン等のほか、エコフィードの安全確保やBSEの飼料規制を担ってい

くこととなりますので、引き続きよろしくお願いたします。中東情勢が緊迫する中、石油由来の原料や製品、輸送コストやエネルギー確保など様々な影響が懸念されています。生産現場への影響に注視が必要ですが、そのような状況の中でも畜水産物の安全確保に努めてまいりたいと思います。

毎週月曜日発行

**家畜衛生週報**

---

編集・発行:農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1